



技能実習適正化支援センター（TITSC）の渡邊です。

いよいよ技能実習制度に代わる育成就労制度がスタートします。2024年6月に公布された改正入管法及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（育成就労法）に基づき、3年以内に施行するとされていたところ、9月26日の閣議で施行日が2027年4月1日に決まりました。大きな変更点は4つ。1つ目は、特定技能への資格変更の流れがスムーズになること。2つ目は、一定期間経過後に本人の意向で転職ができるようになること。3つ目は、日本語要件を課すこと。そして4つ目は、技能実習にあった「人材育成を通じた国際貢献」を改め、「人材育成と人材確保」を目的としたことです。

## 1. 技能実習から育成就労に改正して変わること

技能実習制度には闇があります。技能実習制度に携わっていると「建前と本音」を意識しない日はありません。なぜなら技能実習生は日本に知識・技能等を学びに来て、帰国後に母国の発展に貢献する人と制度上の定義になっていて、それを担保するために前職と復職要件があるからです。もちろん「建前と本音」など存在せず、それを証明する書類が提出されている訳なので、本人が言っているのに何を根拠に疑っているか？と問いたくなることもあります。しかし、この技能実習制度の建付けが、監理団体など制度に携わる人を苦しめ、制度のイメージを逆説的に歪めてきたことは否めないと考えます。技能実習生と言うだけで、また技能実習制度に携わると言うだけで良くないことに関わっているかのイメージは、幻想かもしれませんが、なかなか変えることができません。それほどイメージは大切に、ゆえにブランディングなどの戦略が存在します。

育成就労制度は前職と復職要件をなくし、その歪みを解消している点で無理がなくなるため携わる人を安堵させることになると思います。その心の余裕が、制度のイメージ向上に役に立ってほしいと思います。世界の状況を見ても外国人

労働者市場は、闇の多いイメージです。人身売買など、外国人労働力が置かれる苦しい状況が度々レポートされます。他方で、技能実習生をはじめとする日本に来る外国人の多くは間違いなく選ばれしスーパースターたちです。誤解を恐れずに言えば、そこら辺にいる日本人よりも遥かに頭が良く、体力・気力ともに平均を上回ります。そのポテンシャルは大きく、日本はそういった人たちの可能性を潰すようなことは決してしてはならないし、日本に入国を許可したのであれば、そのようないわば「人類の宝」を活かす方法を真剣に考えなければなりません。

そのための日本側の絶え間ない努力が続いています。仕事後の日本語教育、誕生日会の開催、休日の旅行、地域行事や成人式への参加など。受入機関の涙ぐましい試行錯誤は、外国人である技能実習生にも必ず響いています。「人づくり」は、日本のお家芸です。資源のない日本がこれだけ成長したことに関心を抱く外国人も少なくありません。日本が人材育成を重視することには理由があるし、外国に対して説得力があります。育成就労となり、制度に携わる人が気持ち良く働けるようになり、本当の意味での外国人との共生社会が実現しますように。

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titisc.org URL : <http://www.titisc.org/>